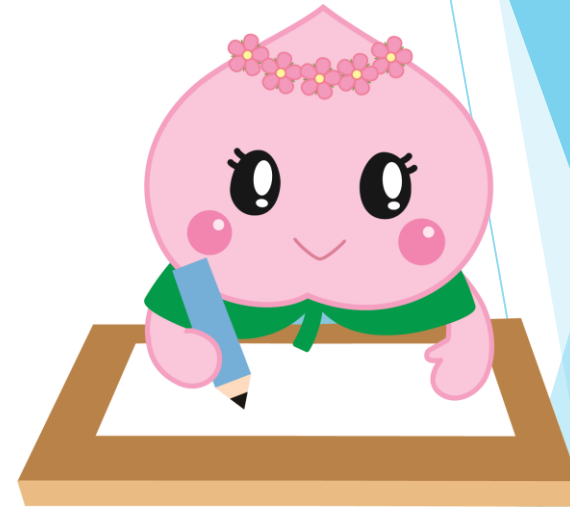


虐待防止研修



令和5年8月9日（水）

赤磐市保健福祉部介護保険課

社会福祉課

4つの虐待防止法

高齢者虐待の防止、
高齢者の養護者に
対する支援等に関
する法律（以下、
「**高齢者虐待防止
法**」という。）

2005年（平成17）に
成立し、2006年（平
成18）に施行

障害者虐待の防止、
障害者の養護者に
対する支援等に関
する法律（以下、
「**障害者虐待防止
法**」という。）

2011年（平成23）に
成立し、2012年（平
成24）に施行

児童虐待防止に
関する法律（**児
童虐待防止法**）

2000年（平成12）
に成立し、同年に
施行

配偶者からの暴力
の防止及び被害者
の保護等に関する
法律（**配偶者暴力
防止法（DV防止
法）**）

2001年（平成13）
に成立し、同年に
施行

高齢者、障害者虐待の防止

虐待は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の目的の一つである高齢者や障害者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならないとされている。

高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の基本

	高齢者虐待防止法	障害者虐待防止法
対象	<ul style="list-style-type: none">・ 65歳以上の者（第2条第1項）・ 65歳未満の者であって、養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用（第2条第6項）	<ul style="list-style-type: none">・ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人（第2条第1項）・ 障害者手帳を取得していない場合も含む
定義	<ul style="list-style-type: none">・ 養護者によるもの（第2条第4項）・ 養介護施設等従事者によるもの（第2条第5項）	<ul style="list-style-type: none">・ 養護者によるもの（第2条第3項）・ 障害者施設等従事者によるもの（第2条第4項）・ 使用者によるもの（障害者を雇用する事業主）（第2条第5項）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 (平成17年11月法律第124号。)

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**高齢者虐待の早期発見**に努めなければならない。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第20条

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、**養介護施設従事者等の研修の実施**、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による**高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるもの**とする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第21条第1項

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による**高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見**した場合は、速やかに、これを市町村に**通報**しなければならない。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 (平成23年6月法律第79号。)

(障害者虐待の早期発見等)

第6条第2項

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**障害者虐待の早期発見**に努めなければならない。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）

第十五条

障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の**研修の実施**、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係る**サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備**その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、**速やかに、これを市町村に通報**しなければならない。

◆高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲（表1）

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	<p>「養介護施設」又は「養介護事業」の (※)業務に従事する者</p>
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第2条）。

<表 1 に該当しない施設等における高齢者虐待への対応>

「養介護施設従事者等による虐待」の対象となる施設、事業は、前ページの限定列挙となっています。このため、前ページに該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません。（有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等）

しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくこととなります。（参考：岡山県有料老人ホーム設置運営指導指針）

- ◆ 「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。
- 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 一般相談支援及び特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを運営する事業 ・ 福祉ホームを運営する事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 障害児通所支援事業 	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助</p> <p>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援</p>

令和3年度 高齢者虐待の通報・届出とその確認状況

(単位：件)

	養介護施設 従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数	20	505	525	
うち高齢者虐待	6	288	294	
<区分別内訳>				
身体的虐待	3	190	193	
性的虐待	0	0	0	
心理的虐待	4	117	121	
放棄・放置	1	76	77	
経済的虐待	1	45	46	

※区分別内訳には重複がある。

(岡山県指導監査室報道発表より)

令和3年度 障害者虐待の通報・届出とその確認状況

(単位：件)

	障害者福祉施設 従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数	65	118	183	
うち障害者虐待	11	40	51	
<区分別内訳>				
身体的虐待	4	17	21	
性的虐待	4	3	7	
心理的虐待	6	17	23	
介護等放棄	0	11	11	
経済的虐待	0	10	10	

※区分別内訳には重複がある。

(岡山県指導監査室報道発表より)

高齢者又は障害者虐待とは、高齢者又は障害者に対して行う次の行為とされています。

i 身体的虐待

高齢者又は障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること。

ii 放棄・放任

高齢者又は障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

iii 心理的虐待

高齢者又は障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者又は障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

iv 性的虐待

高齢者又は障害者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

v 経済的虐待

高齢者又は障害者の財産を不当に処分すること
その他当該高齢者又は障害者から不当に財産上の利益を得ること。

早期発見につなげるために…

虐待の種類	具体的な例	こんなサインに注意
身体的虐待	別紙資料参照	体に傷やあざ、やけどがある 急におびえたり、恐がったりする 傷やあざの説明が変化する 等
性的虐待		肛門や性器などに出血や傷がある ひと目を避け、部屋にいたがる 人に相談するのをためらう 等
心理的虐待		泣き叫ぶなどパニック状態を起こす しきりに何かを訴えようとする 自分で自分を傷つける行為をする 話しかけにも表情が乏しい 等
放棄・放任 (ネグレクト)		ひどく空腹を訴え、栄養状態が悪い 異臭がするなど衛生状態が悪い 学校や職場に出てこない 等
経済的虐待		お金を使っている様子がない 賃金を渡されていない 必要な支払いができない 等

虐待につながる危険性があるもの

▶ 身体拘束とは。 (昭和63年4月8日 厚生省告示 第129号における身体拘束の定義)

「衣類または綿入り帯等を使用して一時的に該当患者の**身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限**」をいう。

⇒関節の拘縮や、筋力や心肺機能等、身体的能力の低下、褥瘡の発生等の**身体的弊害**、意思に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった**精神的な弊害**。また、スタッフの士気の低下、施設に対する社会的な不信、偏見など**社会的な弊害**。

▶ 不適切ケアとは。

配慮が不足した関わり

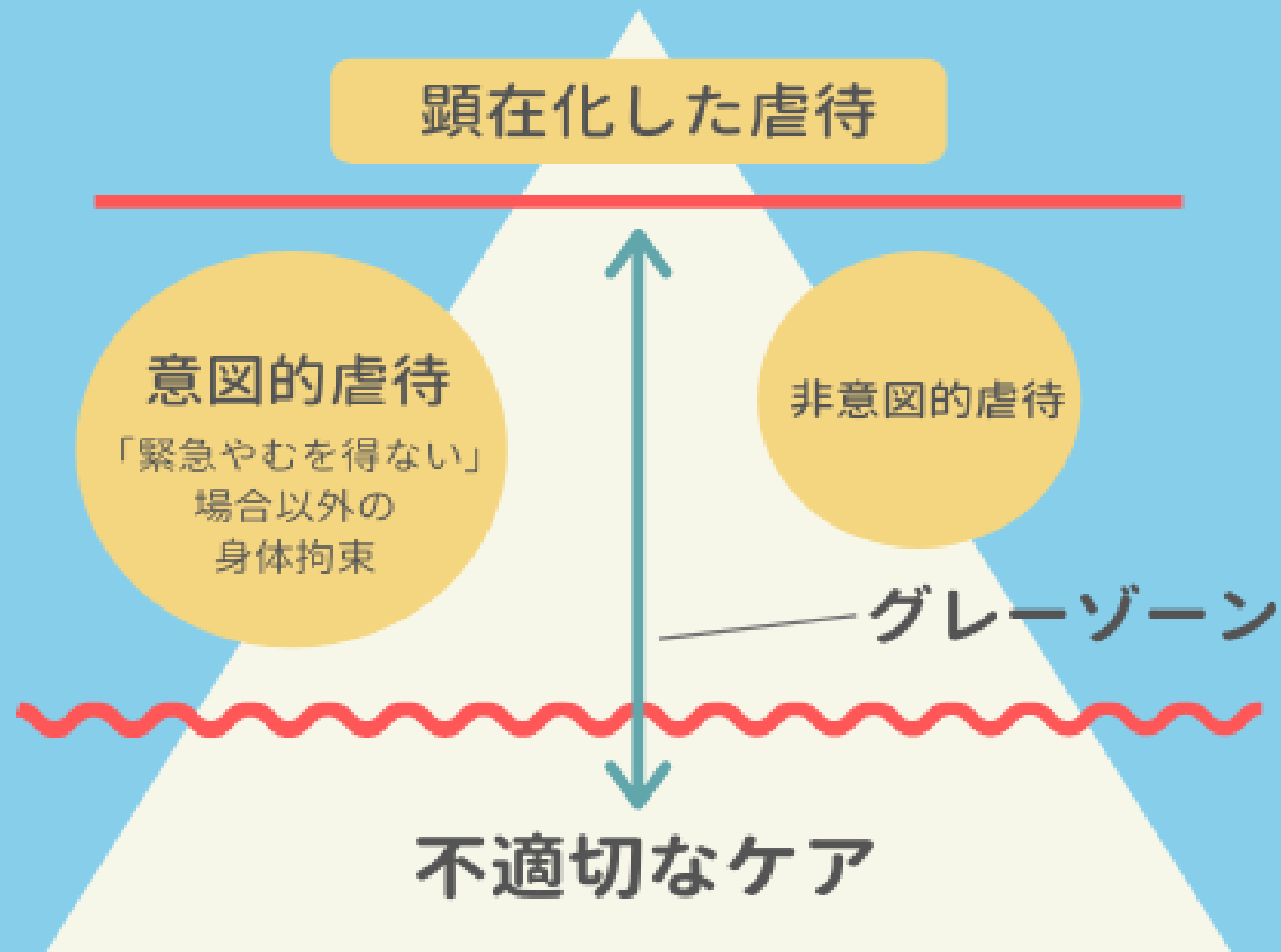
虐待とまではいえないが、適切ともいえないケア 等



■身体拘束禁止の対象となる具体的な行為（「身体拘束ゼロの手引」より）

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

不適切なケアを底辺とする高齢者虐待の概念図



参照：「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の事例集」

こんな場面はありませんか？

これは...
不適切ケア？
それとも虐待？

- ▶ トラブルを回避するため、物理的に利用者が部屋から出れないようにする。
- ▶ 夜中にトイレに頻繁に起きたら気の毒だからと、水分摂取量を勝手に減らす。
- ▶ 「さっきも言ったよ」「何回聞くん？」「待ってって言ったでしょ」
- ▶ 「〇〇できたら、～してあげる」
- ▶ 声かけをせずに介助したり、居室に入ったり、私物を触ったりする。
- ▶ 友達感覚で接したり子ども扱いしたりする。あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てにする。

不適切ケアが改善されず放置されることが、虐待につながります

高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の基本①

- ▶ 高齢者や障害者が他者から不適切な行為や扱いによって**権利・利益を侵害される状態、生命、健康、生活が損なわれるような状態**におかれること。または、脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって**精神的に苦痛**を与えられることを「高齢者虐待」「障害者虐待」と定義しています。
- ▶ 高齢者や障害者が虐待されても、自らSOSを訴えないことがあります。小さな兆候を見逃さずに**早期に発見**しなければなりません。

高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の基本②

- ▶ 虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に**自覚があるとは限りません**。
- ▶ 虐待者が、「**指導・しつけ・教育**」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から**自分のされていることが虐待だと認識していない**こともあります。
- ▶ 長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から**諦めて**しまっていることもあります。

日頃の支援を振り返ってみましょう

- 利用者と慣れ合うことと信頼関係を築くことは異なる。
(言葉遣い、スキンシップなど)
- 職員間で介護や支援について考える機会、振り返る場面、言える環境がありますか。
- 利用者同士のトラブルを見過ごすことも虐待にあたることに注意。
- 職員一人ひとりが権利擁護の意識を持ち、専門職としての対応。(職員同士の会話、言葉遣い、介護の根拠等)

日頃の支援を振り返ってみましょう

利用者（児）の権利を守り、適切な支援を行えていますか？

- ・ 児童・高齢者・障害者を問わず、**虐待の種はいつでもどこでも**あることを理解し、権利擁護に関する感度を高め、**できるだけ小さな芽（不適切ケア）**のうちに摘むこと。
- ・ 不適切な関わりを行っていると思われる職員がいた場合、黙って見過ごすのではなく、**組織として対応**できていますか。（家族や実習生等外部の人の声も取り入れて）
- ・ 組織として虐待防止に取り組む**仕組み**を考え、作っていくことが必要であり、**法人の幹部の姿勢**が、その事業所の権利擁護に取り組む姿勢に反映する。

➡ 介護や支援の質の向上につながる

窓口での家族の声

- ▶ 事業所には無理（送迎時間、送迎順など）を聞いてもらっているのに言いにくい。
- ▶ あとで本人に当たられると困るので言えない。
（事業所に行かないと言い始めると困る）
- ▶ 他に空いている事業所がない、または本人は友達がいてその事業所を気に入っているのに言えない。

etc...

私たちの責務

- ▶ 高齢者や障がいのある人が家族、施設などの職員、会社の人などに「虐待されてるかもしれない」と気付いた場合は、すみやかに**通報の義務**があります。
- ▶ 虐待を見かけたり聞いたりしたとき、または虐待のことで悩んだときは、迷わず相談してください。

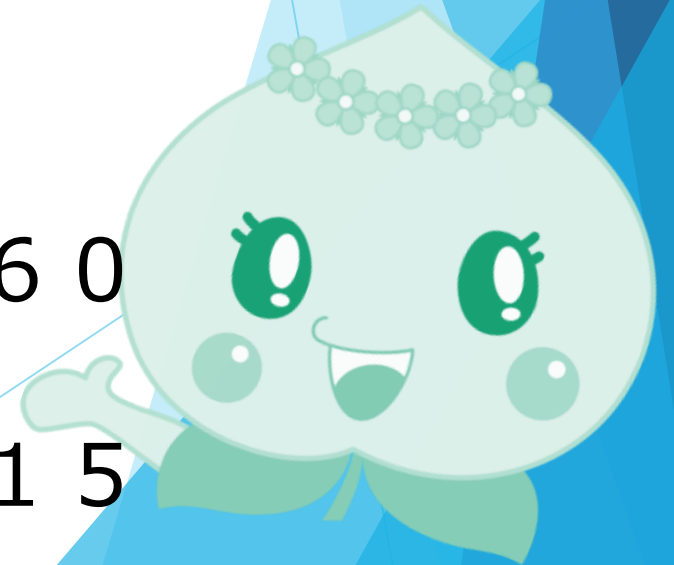


(高齢者に関すること)

介護保険課：086-955-1460

(障害者に関すること)

社会福祉課：086-955-1115



前半部分、お疲れさまでした



虐待防止のための措置

障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全てのサービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけられている。

障害福祉サービス ➡ **令和4年4月より義務化**

介護保険サービス ➡ **令和6年4月より義務化**

(令和6年3月31日までは努力義務)

虐待防止のための措置は次に掲げる観点から講じること。①

◆虐待の未然防止◆

事業者は利用者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、利用者の人権の保護、虐待防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施し、それらに関する理解を促す必要がある。同様に、職員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

虐待防止のための措置は次に掲げる観点から講じること。②

◆虐待等の早期発見◆

事業所の職員は虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

虐待防止のための措置は次に掲げる観点から講じること。③

◆虐待等への迅速かつ適切な対応◆

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報する必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。



① 運営規程

「虐待の防止のための措置に関する事項」について
定めておくこと。

※「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

② 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止検討委員会」）を定期的を開催する（テレビ電話装置等活用可能）とともに、その結果について、**職員に周知徹底**を図ること。

虐待防止検討委員会の構成メンバー



管理者を含む幅広い職種で構成すること。
また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

☞ **虐待防止検討委員会は、虐待の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。**

虐待防止検討委員会は、具体的には次のような事項について検討することとする。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ニ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ホ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

【虐待防止検討委員会の留意点】

- 委員会は定期的に開催し、記録を残すこと。
- 委員の責務及び役割分担を明確にしておくこと。
- 虐待防止担当者（必置）を決めておくこと。
- 外部の第三者を加えることが望ましい。
- 事業所単位ではなく法人単位での設置も可能。

☞虐待防止検討委員会は、相互に関係が深い**身体的拘束適正化検討委員会と虐待防止委員会とを一体的に設置・運営**することは差し支えない。

②虐待防止のための指針を整備すること

虐待の防止のための指針には次のような項目を盛り込むこと。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

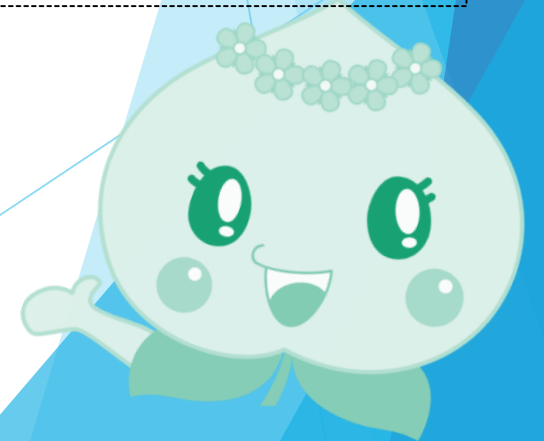
③事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。

職員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所の指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくために、事業所の指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な研修（年2回以上）**
を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること。また、研修の内容についても記録を行うこと。

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと。

①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。
当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の職員が務めることが望ましい。



- 虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け、組織的な対応を行うこと。
- 相談や通報、届出を受けた職員は、早急に虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、利用者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していくこと。
- 特に、利用者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応すること。

身体的拘束の適正化

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⇒身体拘束ゼロへの手引きに例示されている「身体拘束に関する説明書・経過記録」などを参考にし、記録を行うこと。

👉 「**緊急やむを得ない場合**」とは**以下の3つの要件をすべて満たす場合**を指す。

①切迫性

入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

★「緊急やむを得ない場合」の3要件の確認は極めて慎重に実施すること。

- 「緊急やむを得ない場合」の判断は、**職員個人ではなく**、施設（事業所）の方針としてあらかじめ決められた手順を踏み、**施設（事業所）全体で判断**すること。
- やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、必ず該当入所者に係る必要な事項（その態様、時間、その際の入所者等の状況及び緊急やむを得ない理由等）を**記録**すること。またその事例について、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において**分析**を行い、分析結果については**職員全体に周知徹底**を図り、再発防止に取り組むこと。

- 身体拘束の内容、目的、時間、期間などを入所者**本人**や**家族**に**対して十分に説明**し、**理解**を求めること。その際には、管理者（施設長）や医師、その他の現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について、事前に施設（事業所）で決めておくこと。
- 身体拘束を行った場合、身体的拘束等の**解除に向けて日々「経過観察」**を行い、日々行った経過観察を踏まえて「再検討」を実施し、**記録を残す**こと。また**「緊急やむを得ない場合」の3要件に該当しなくなった場合には直ちに解除**すること。

◆身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的 に開催し、従業員に周知徹底を図ること。

委員会の構成メンバーは、管理者及び従業員、これらに加えて第三者や専門家を活用した構成とすること。

委員会は、事故防止委員会、感染対策委員会及び運営推進会議と一体的に設置・運営することも差し支えない。

委員会の結果は、介護職員その他の従業員への周知徹底が必要。

◆身体的拘束等の適正化のための従業員に対する研修を定期的 に実施すること。

指針に基づいた研修プログラムを作成し、従業員に対し、**身体的拘束等の適正化のための研修を定期的**に実施するとともに、**新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施**すること。

「緊急やむを得ない場合」とはどのような場合を指すのか、身体的拘束を行った際に生じる弊害等を、研修を通じ、学ぶこと。

身体拘束廃止未実施減算について

※対象サービス

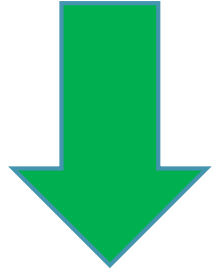
【介護保険サービス】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定入居者生活介護、認知症対応型生活介護

【障害福祉サービス】 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、次の基準のいずれかを満たしていない場合に減算となります。

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

身体的拘束等の記録を行っていない等事実が生じた場合



速やかに改善計画を市へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者又は入所者全員について所定単位数から減算することとします。

減算の適用期間

減算の適用開始月

身体的拘束等の記録を行っていない等の「事実が生じた月」の翌月が減算の適用開始月となる。

※身体的拘束等の記録を行っていない等の適正化のための全ての措置が講じられていない事実を運営指導等において発見したその日が属する月を「事実が生じた月」とする。

減算の適用終了月

身体的拘束等の記録を行っていない等事実が生じた場合、市へ改善計画を提出し、その計画に基づいた改善状況を「事実が生じた月」から3月後に市へ報告を行うこと。当該報告により改善が認められた場合は、**改善が認められた日の属する月が減算終了月となり、同月までの減算となる。**

ただし、「改善計画」に基づく報告を行っていない、又は、改善状況が不十分である場合には、改善が認められないものとし、引き続き改善が認められるまで（改善が認められた月まで）身体拘束廃止未実施減算を行う。

つまり、改善計画提出後、最低3ヶ月は減算ということです。

事故発生時の対応

- 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。
- 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこなわなければならない。

このほか以下の点に留意すること。

- 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。
- 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。
- 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

- 事故の事例について記録、職員間での情報の共有は行っているか。
- 事故の検証はできているか。
その検証した結果や改善点は職員へ周知されているか。
- ヒヤリハットの事例についても記録、職員間での情報の共有は行っているか。
- 過去のヒヤリハットや事故等の事例から予防に繋げるための取組は行っているか。

高齢者虐待に関する相談・通報・届出窓口

保健福祉部介護保険課

0 8 6 - 9 5 5 - 1 4 6 0

障害者虐待に関する相談・通報・届出窓口

保健福祉部社会福祉課

0 8 6 - 9 5 5 - 1 1 1 5



高齢者、障害者虐待を未然に防ぐ、再発を防止するには、職員がサービスの質を向上していくとともに、組織の運営・体制を整備することが大切です。職員個人としてだけでなく、事業者（組織）全体として高齢者及び障害者虐待をなくす取組を実践していきましょう。

